

専修大学大学院・文学研究科

博 士 論 文 要 旨

論 文 題 目

5 文型の史的研究

—統語分析が誕生してから文の公式が提唱されるまで

申 請 者

川嶋 正士

## 【要旨】

本論文は、日本の英語教育で国家的教育基盤といってもよい文法項目である5文型について、国内外の英文法史の観点から研究したものである。5文型とは、統語分析の手法に基づいて、文の述部を一括して形式化するものである。簡単に言うと、述部に含まれる要素が目的語なのか、補語なのかといった分析をすることで、述部を5つの型に分類するシステムである。

5文型は、ふつう以下の順序で第1文型から第5文型として表される。

- 第1文型：Stars twinkle. (主語と完全自動詞からなる文型)
- 第2文型：James is kind. (主語と不完全自動詞、主格補語からなる文型)
- 第3文型：Cats catch mice. (主語と完全他動詞、目的語からなる文型)
- 第4文型：He gave me a dog. (主語と複他動詞、間接目的語、直接目的語からなる文型)
- 第5文型：The court declared him guilty. (主語と不完全他動詞、目的語、目的格補語からなる文型)

5文型は、日本では知らないものがないほど普及したが、現在海外でこれを用いた英語教育を行っている国はない。日本でも、5種の文型で英語を正しく記述できるか、また、文型に依拠した英語教育は妥当かなどの議論は、これまで多くなされてきた。しかし、5文型がどのようにして生まれ、日本に移入されたかという史的研究はなされなかった。

本論文では、5文型の誕生以前の統語分析の発展から、海外で5文型の祖型が誕生し、破棄される過程とその背景を研究した。そして、5文型が日本に移入された過程を研究した。この結果、さまざまな新規な知見が得られた。

本論文で解明することを試みた研究疑問は4点ある。

第1点目は、5文型などの形式分析の前提となる統語分析がどのように誕生し、英文法に適用されていったかである。統語分析とは、文中の語が果たす機能に注目した分析法である。19世紀前半にドイツの文献学者である Carl Ferdinand Becker が初めてこの手法を提唱し、のちの英文法に大きな影響を与えることとなった。

英文法では、1850年代末に、現代の日本の教育英文法に見られる補語や間接目的語と同じ働きをする統語要素が確定した。しかし、述部を一括して形式化する試みは5文型の祖型が提唱されるまで見られなかった。

第2点目は、5文型の祖型となる *Forms of the Predicate* がどのように誕生し、その後どのような経緯をたどったかである。*Forms of the Predicate* が提唱されたのは、1880年代末であった。しかし、この形式化は英文法のために考案されたものではなかった。英語の他に古典語や現代外国語を統一された文法用語と分類で記述することを目的とした *Parallel Grammar Series* というものが企画され、*Forms of the Predicate* は各国語文法書の統語論の基底となるものとして提示された。

シリーズ刊行の背景には、古典語教育の衰退という問題があった。当時の英国では、教育の大衆化に伴い古典語不要論が唱えられ始めていた。Edward Adolf Sonnenschein は古典語の地位を保全するために、*Forms of the Predicate* を基底に据え、統一された文法用語を用いることで多言語を学習する際の負担が軽減されると主張した。

しかし、ラテン語を大枠とした文法体系に無理やり他の言語の文法を当てはめようとする試みは失敗に終わり、シリーズは刊行から5年もしないうちに祖型を破棄せざるを得なかった。その後、海外では5文型と同じ分析を行う英文法書は見られなくなった。

第3点目は、日本で5文型が誕生するまでの統語分析がどのように発達したかである。日本で5文型と同じ形式化が初めて示されたのは、細江逸記が1917年に刊行した『英文法汎論』であるとされる。この時点までに日本の英文法がどのように発展したのかを調べるため、『英文法汎論』までの入手可能なすべての国産英文法書を調査し、5文型より前に、さまざまな分類や文型が提唱されてゆく過程を研究した。

日本でも、明治初期までは品詞解析の手法で書かれた英文法書が主流であったが、1880年代に入ると、統語分析の手法で書かれた国産英文法書が見られるようになった。そのうち1890年代半ばに著されたNesfield文典が日本に入ってから、統語分析が本格化し、現在の教育英文法に見られる補語や間接目的語などを用いた英文法書が一般的になった。

その結果、1900年代に入り、文型による分析を提唱する国産英文法書が散見され始めた。しかし、この時期に提示された一括形式化では、現行型の5文型とは異なる順序や編成のものや、5文型からいわゆる第4文型を差し引いた4種の文型による形式化が示されたものの、現行型の5文型は見られなかった。現行型の5文型と同じ一括形式化は、細江(1917)で初めて提示された。細江は5文型と同じ形式化を5種の「文の公式」と命名した。

第4点目は、細江がどのような理由と目的で文の公式を導入したかである。細江は、19世紀末にHenry Sweetによって始められた科学文法を推進した。科学文法とは、言語事実を実証的に研究するものであり、初めて経験科学として文法を研究するものであった。

一方、Forms of the Predicateを提唱したSonnenscheinは、言語事実よりも正用を優先する規範文法を唱えた保守的な文法家であった。

細江は、『英文法汎論』を著すにあたり、科学文法の正当性を主張し、規範文法を批判した。しかし、文の統語分析に関してはSonnenscheinが提唱した一括形式化に依拠した。

このことの理由と目的を調べるために、細江が書いたすべての論文や著書を調査した。その結果、細江は古英語や英語の方言などの言語事実を実証的に記述する点で科学文法に立脚したが、統語論の大枠は、規範文法に依拠したことがわかった。

当時の科学文法による英文法は、現代英語に特化した分析を行うもので、他国語文法とは互換性がないものであった。

細江は、ヨーロッパ言語のみならず、アジア言語や日本語なども包括する一般化された文法体系を想定していた。このためには、多言語を統一した文法用語と分類で並行的に記述するSonnenscheinの文法体系のほうが利便性が高いと思われた。

当時の英文法や言語学では、文法を理論的に体系化する手法は確立されていなかった。細江がForms of the Predicateによる文法体系に依拠したのは、言語学史的に見てやむを得ないことであると結論付けた。